

《翻訳》

中華人民共和国会社法 (2018年修正)¹⁾

楊 林 凱

(1993年12月29日第八期全国人民代表大会常務委員会第五回會議において採択 (中華人民共和国主席令 [1993] 第16号))

1999年12月25日第九期全国人民代表大会常務委員会第十三回會議において「中華人民共和国会社法の改正に関する決定」をもって第一回修正 (中華人民共和国主席令 [1999] 第25号)

2004年8月28日第十期全国人民代表大会常務委員会第十一回會議において「中華人民共和国会社法の改正に関する決定」をもって第二回修正 (中華人民共和国主席令 [2004] 第20号)

2005年10月27日第十期全国人民代表大会常務委員会第十八回會議において (中華人民共和国会社法の改正に関する決定) をもって修訂 (中華人民共和国主席令 [2005] 第42号)

2013年12月28日第十二期全国人民代表大会常務委員会第六回會議において「中華人民共和国海洋環境保護法等七つの法律の改正に関する決定」をもって第三回修正 (中華人民共和国主席令 [2013] 第8号)

2018年10月26日第十三期全国人民代表大会常務委員会第六回會議において「中華人民共和国会社法の改正に関する決定」をもって第四回修正、(中華人民共和国主席令 [2018] 第15号))

1) ここでの「修正」及び「修訂」はそれぞれ中国の法改正の方式である。中国会社法 (2018改正) の条文は最高権力機関である全国人民代表大会のウェブサイト (中国人大網) に掲載されている内容による。 http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/2018-11/05/content_2065671.htm (最終アクセス時間は2019年4月12日)

中華人民共和国会社法（2018 年修正）（楊）

目 次

第一章 総則（第一条—第二十二條）

第二章 有限会社の設立及び機関組織（第二十三條—第七十條）

第一節 設立（第二十三條—第三十五條）

第二節 機関組織（第三十六條—第五十六條）

第三節 一人有限会社に関する特別規定（第五十七條—第六十三條）

第四節 国有独資会社に関する特別規定（第六十四條—第七十條）

第三章 有限会社の持分の譲渡（第七十一條—第七十五條）

第四章 株式会社の設立及び機関組織（第七十六條—第一百二十四條）

第一節 設立（第七十六條—第九十七條）

第二節 株主総会（第九十八條—第一百七條）

第三節 取締役会、経営管理者（第一百八條—第一百十六條）

第四節 監査役会（第一百七條—第一百十九條）

第五節 上場会社の機関組織に関する特別規定（第一百二十條—第一百二十四條）

第五章 株式会社の株式の発行及び譲渡（第一百二十五條—第一百四十五條）

第一節 株式の発行（第一百二十五條—第一百三十六條）

第二節 株式の譲渡（第一百三十七條—第一百四十五條）

第六章 会社の取締役、監査役、上級経営管理者の資格及び義務（第一百四十六條—第一百五十二條）

第七章 社債（第一百五十三條—第一百六十二條）

第八章 会社の財務、会計（第一百六十三條—第一百七十一條）

第九章 会社の合併、分割、増資、減資（第一百七十二條—第一百七十九條）

第十章 会社の解散及び清算（第一百八十條—第一百九十條）

第十一章 外国会社の支店（第一百九十一條—第一百九十七條）

第十二章 法的責任（第一百九十八條—第二百十五條）

第十三章 附則（第二百十六條—第二百十八條）

第一章 総則

(趣旨)²⁾

第一条 会社の組織及び行為を規律(規範)³⁾し、会社、株主(股東)及び債権者(債権人)の合法的權益⁴⁾を保護し、経済社会の秩序を維持し、社会主義的市場経済(社会主義市場経済)の発展を促進するために、本法を制定する。

(会社の種類)

第二条 本法にいう会社とは、本法に基づいて中国国内で設立された有限会社(有限責任公司)又は株式会社(股份有限公司)⁵⁾をいう。

(会社の定義又は社員の有限責任)

第三条 会社は、企業法人⁶⁾とし、独立の法人財産を有し、法人財産権を有する。会社は、その有する全財産をもって会社の債務について責任を負う。

有限会社の株主は、その引き受けた出資額を限度として会社に対して責任を負う。株式会社の株主は、その引き受けた株式を限度として会社に対して責任を負う。

2) 条文見出しは訳者が付けたものであり、中国の法律には一般的に見出しが存在していない。

3) 日本法の専門用語に完全に当てはまらない中国法の表現がある場合、また原語を示すべき場合において、原語を確認されたい。従って訳者による文見出し及び条文中にある「項」、「号」の番号を除いてかっこで中国語の原語を明示する。

4) 権利・利益と翻訳される著作物があるが、ここでは原語である「權益」をそのまま用いる。

5) 国家工商行政管理総局の開示データによると、2014年年末現時点で有限会社は14,133,185社、株式会社は301,336社ある。

6) 中国民法通則は法人を企業法人、(政府)機関法人、(公益)事業單位法人及び社会团体法人に分類している(同法第四十一条一五十条)。民法通則により、会社法は会社を企業法人と定義していると思われる。

中華人民共和國会社法（2018 年修正）（楊）

（株主の権利）

第四条 会社の株主は、法により資産からの収益（資産収益）、重大な意思決定（重大決策）への参与及び経営者の選任（選任管理者）等の権利を有する。

（法律又は行政法規等の遵守及び会社権益の保護）

第五条 会社は、経営活動を行うに際して法律又は行政法規を遵守し、社会公德及び商業道德⁷⁾を順守し、誠実で信用を守り（誠実守信）、政府及び公衆による監督を受け、社会的責任（社会責任）を負わなければならない。

会社の合法的権益は法令により保護され、侵害されないものとする。

（会社設立の準則主義）

第六条 会社を設立するには、法により会社登記機関に設立登記を申請しなければならない。会社は、本法に定める設立要件を満たした場合において、会社登記機関によりそれぞれ有限会社又は株式会社として登記される。本法に定める設立要件が満たされていない場合において、有限会社又は株式会社として登記されてはならない。

法律又は行政法規において会社の設立につき許可（批准）を受けなければならないとされている場合は、会社登記を行う前に、法律に従って許可手続を経なければならない。

公衆は、会社登記機関に対して会社登記事項の調査又は相談を申請することができ、会社登記機関が調査又は相談に関するサービスを提供しなければならない。

（会社の営業許可）

第七条 法により設立された会社は、会社登記機関により会社営業許可証

7) 両者をあわせて「公序良俗」と理解する場合がある。

(公司営業執照)が交付される。会社営業許可証の発行日は、会社の設立日とする。

会社営業許可証には、会社の名称(公司的名称)、住所、登録資本(注冊資本)、業務内容(経営範囲)、法定代表者の氏名等の事項を記載されなければならない。

会社営業許可証の記載事項に関して変更が生じた場合には、会社は法令に従って変更登記を行われなければならない、会社登記機関により営業許可証は再発行(換発)される。

(会社の名称)

第八条 本法により設立された有限会社は、会社の名称中に有限責任会社(有限責任公司)又は有限会社(有限公司)の文字を明記しなければならない。

本法により設立された株式会社は、会社の名称中に株式有限会社(股份有限公司)又は株式会社(股份公司)の文字を明記しなければならない。

(会社形態の変更及び債権債務の承継)

第九条 有限会社を株式会社に変更する場合には、有限会社は本法に定める株式会社の要件を満たさなければならない。株式会社を有限会社に変更する場合には、株式会社は本法に定める有限会社の要件を満たさなければならない。

有限会社を株式会社に変更した場合又は株式会社が有限会社に変更した場合において、変更前の会社に帰属する債権債務は、変更後の会社によって承継される。

(住所)

第十条 会社の住所は、その主な営業所(主要弁事機構)の所在地とする。

中華人民共和國会社法（2018 年修正）（楊）

（定款）

第十一条 会社を設立する際に、法令により定款（公司章程）は作成しなければならない。定款は、会社、株主、取締役（董事）、監査役（監事）、上級経営管理者（高級管理人員）に対して拘束力（約束力）を有する。

（業務内容）

第十二条 会社の業務内容は、定款において定められ、法令により登記される。会社は、定款を変更して業務内容を変更することができる。但し、その場合において、登記変更は行わなければならない。

会社の業務範囲のうち、法律及び行政法規に従って許可を経なければならない事項は、法令に従って許可を受けなければならない。

（法定代表者）

第十三条 会社の法定代表者は、定款の規定により取締役会長（董事長）、業務執行取締役（執行董事）又は経営管理者（經理）とし、かつ法令に基づき登記されるものとする。会社の法定代表者に変更が生じた場合は、変更登記を行わなければならない。

（支店及び子会社）

第十四条 会社は、支店（分公司）を設立することができる。支店を設立するには、会社登記機関に登記申請を行い、営業許可証を受けなければならない。支店は法人格を有さず、その民事責任は会社が負う。

会社は、子会社（子公司）を設立することができる。子会社は法人格を有し、法令により単独で民事責任を負う。

（投資及びその制限）

第十五条 会社は、他の企業に投資することができる。但し、法律に別段の定めがある場合を除き、投資先企業の債務について連帯責任を負う出資

者(出資人)となつてはならない。

(投資及び担保提供)

第十六条 会社が他の企業に投資、又は他人のために担保を提供する場合には、定款規定に従い、取締役会(董事会)又は株主会(股东会)、株主総会(股東大会)が決議する。定款において、投資又は担保の総額及び一つの投資又は担保の金額について限度額が定められている場合、その限度額を超えてはならない。

会社が会社の株主又は実質的支配者(實際控制人)のために担保を提供する場合には、株主会又は株主総会の決議を経なければならない。

前項に定める株主又は前項に定める実質的支配者によって支配される株主は、前項に定める事項の議決(表決)に参加してはならない。当該議決は、会議に出席した他の株主が有する議決権(表決権)の過半数によってなされるものとする。

(会社の労働保護等の義務)

第十七条 会社は、従業員の合法的權益を保護し、法令に基づき従業員と労働契約(労働合同)を締結し、社会保険に加入し、労働保護を強化し、安全生産を実施しなければならない。

会社は、様々な方式で従業員に対する職業教育及び職務訓練を強化し、従業員の資質を向上させなければならない。

(労働組合及び民主的管理)

第十八条 従業員は華人民共和国労働組合(工会)法令により労働組合を組織するものとし、労働組合は組合活動を展開し、従業員の合法的權益を保護する。会社は、当該会社の労働組合に必要な活動ための便益を提供しなければならない。会社の労働組合は、従業員を代表し、法令に基づき、会社との間で従業員の労働報酬、勤務時間、福祉、保険及び労働安全衛生等

中華人民共和國公司法（2018 年修正）（楊）

の事項について集団契約（集体合同）を締結する。

会社は、憲法及び関連法の規定に基づき、従業員代表大会又はその他の形式により民主的管理（民主管理）を行う。

会社は、改組（改制）及び経営に関する重大の問題を検討決定し、重要な規則（規章制度）を制定する際には、会社の労働組合の意見を聴取しなければならない。かつ従業員代表大会又はその他の形式を通じて従業員の意見及び建議を聴取しなければならない。

（会社内の中国共産党組織）

第十九条 会社には、中国共産党の規則（章程）に基づき、中国共産党の組織が設置され、共産党の活動が行われる。会社は、共産党組織の活動に必要な便益を提供しなければならない。

（株主権濫用の責任）

第二十条 会社の株主は、法律又は行政法規及び定款を遵守しなければならない。法令により株主の権利を行使し、株主の権利を濫用して会社又は他の株主の利益に損失を与えてはならず、会社の独立法人の地位及び株主有限責任を濫用して会社の債権者の利益に損失を与えてはならない。

会社の株主は、株主の権利を濫用して会社又は他の株主に損失を与えた場合には、法令に基づき賠償責任を負わなければならない。

会社の株主は、会社の独立法人の地位及び株主有限責任を濫用して債務を回避し、これにより会社の債権者の利益に著しく損失をもたらした場合には、会社の債務について連帯して責任を負わなければならない。

（支配株主等の地位濫用の禁止）

第二十一条 会社の支配株主（控股股東）、実質的支配者、取締役、監査役、上級経営管理者は、特別利害関係を利用して会社の利益を害してはならない。

前項の規定に違反して会社に損害を生ぜしめた者は、損害賠償責任を負わなければならない。

(議決の無効及びその法的効果)

第二十二條 会社の株主会若しくは株主総会又は取締役会の決議内容が法律又は行政法規に違反する場合には、無効とする。

株主会若しくは株主総会又は取締役会の招集手続(招集程序)又は議決方法が、法律又は行政法規若しくは定款に違反したとき又は決議内容が定款に違反したときには、株主は、決議を出された日から六十日以内に、裁判所(裁判所)に取消請求を行うことができる。

株主が前項の規定に基づき訴えを提起した(提起訴訟)場合には、裁判所は、会社の請求により株主に相応しい担保の提供(提供相応担保)を求めることができる。

会社は、株主会若しくは株主総会又は取締役会の決議に基づき変更登記(変更登記)が行われた場合において、裁判所による当該決議の無効又は当該決議の取消しが宣告された後に、会社は会社登記機関に変更登記の取消(撤銷)を申請しなければならない。

第二章 有限会社の設立及び機関組織

第一節 設立

(有限会社の設立要件)

第二十三條 有限会社の設立は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- (一) 株主⁸⁾の人数が法定人数と一致すること。
- (二) 定款に定めた全株主による引受出資額があること。
- (三) 株主が共同して定款を制定すること。

8) 原文では有限会社の社員及び株式会社の株主に関して一律で株主と定義されているので、訳文も同じように株主と訳すこととする。

中華人民共和國会社法（2018 年修正）（楊）

（四） 会社の名称を有し、有限会社の要件を満たした機関組織が設置されること。

（五） 会社の住所があること。

（社員総数）

第二十四条 有限会社は、五十以下の株主によって出資し設立される。

（定款の必須記載事項）

第二十五条 有限定款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

（一） 会社の名称及び住所

（二） 会社の業務範囲

（三） 会社の登録資本

（四） 株主の氏名又は名称

（五） 株主の出資方式、出資額及び出資日

（六） 会社の機関及びその選任方法、権限（職権）、議事規則

（七） 会社の法定代表者（法定代表人）

（八） 株主会で承認された、記載する必要があるその他の事項

株主は、定款に署名押印しなければならない。

（登録資本及びその最低限度額）

第二十六条 有限会社の登録資本は、会社登記機関で登録された全株主（全体股東）の引き受けた出資額とする。

法律若しくは行政法規又は國務院の決定において有限会社の登録資本の払込額又は登録資本の最低額に別段の定めがある場合は、その規定に従う。

（出資方式、出資評価及びその制限）

第二十七条 株主は、金銭（貨幣）により出資することも、又は有体財産（実物）、知的財産権（知識産権）若しくは土地使用権等を金銭に評価し（貨

幣価値) かつ法令により移転(転讓) できる非金銭的財産により評価出資(作価出資) することもできる。但し、法律又は行政法規の規定により出資財産としてならないものについてはこの限りではない。

出資となる非金銭的財産は、評価を行い、財産の確認(核実) をしなければならない、過大評価又は過小評価をしてはならない。法律又は行政法規に評価について特段の定めがある場合は、その規定に従うものとする。

(出資義務の履行及び出資違約)

第二十八条 株主は、定款に定められた各自の引受出資額全額を期限までに払い込まなければならない。金銭による出資の場合には、株主は、有限会社の銀行口座に全額を振り込まなければならない。非金銭による出資の場合は、株主は、法令に従ってその財産権の移転手続を行わなければならない。

株主は、前項の規定に従って出資を行わない場合には、会社に全額を払い込まなければならないとともに、期限通り全額を出資払込した株主に対し、違約責任を負わなければならない。

(有限会社の設立登記)

第二十九条 株主が定款に定めた出資額を全額引き受けた後に、全株主が指定した代表者又は共同委託した代理人は、会社登記機関に会社登記申請書、定款等書類を提出し、設立登記を申請するものとする。

(現物出資の差額補填)

第三十条 有限会社の設立後に、会社の設立において出資とされた非金銭的財産の実価が定款に定めた金額を著しく下回っていることが発見された場合には、当該出資を行った株主はその不足額(差額) を填補しなければならない、会社設立時の他の株主も連帯して責任を負わなければならない。

中華人民共和国会社法（2018 年修正）（楊）

（出資証明書の発行）

第三十一条 有限会社の設立後、（会社は）株主に出資証明書が発行されるものとする。

出資証明書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- （一） 会社の名称
- （二） 会社の設立日
- （三） 会社の登録資本
- （四） 株主の氏名又は名称、払込済出資額及び出資日
- （五） 出資証明書番号及び発行日

出資証明書には、会社が捺印するものとする。

（社員名簿）

第三十二条 有限会社は、株主名簿（股東名冊）を備置き、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- （一） 株主の氏名又は名称及び住所
- （二） 株主の出資額
- （三） 出資証明書番号

株主名簿に記載された株主は、株主名簿に基づき株主の権利の行使を主張することができる。

会社は、株主の氏名又は名称及び住所を会社登記機関に登録しなければならない。登記事項に変更が生じた場合は、（会社は）変更登記を行わなければならない。登記又は変更登記が行われていなければ、第三者に対抗することはできない。

（社員の閲覧権）

第三十三条 株主は、定款、株主会議事録、取締役会議事録、監査役会議事録及び財務会計報告を閲覧及び複写する権利を有する。

株主は、会社の会計帳簿の閲覧を請求することができる。株主が会社の

会計帳簿の閲覧を請求するとき、会社に対して書面で請求し目的を説明しなければならない。会社は、合理的な根拠に基づき株主による会計帳簿の閲覧が不当な目的によるものであり、会社の適法な利益に損害をもたらす可能性があると認める場合には閲覧を拒否することができ、かつ株主による書面で請求がなされた日から十五日以内に書面をもって株主に回答しその理由を説明しなければならない。会社が会計帳簿の閲覧を拒否した場合には、株主は、会社に閲覧をさせるよう裁判所に請求することができる。

(利益配当及び優先出資引受権)

第三十四条 株主は、払込済出資の割合（実繳の出資比例）に基づき利益配当（紅利）を受け取るものとする。会社が増資する場合、株主は、払込済出資の割合に従って優先的に払込を引き受ける権利を有する。但し、全株主が出資割合に従って配当金を受け取らないこと又は優先的に払込を引き受けないことを約束している場合は、この限りではない。

(出資払戻の禁止)

第三十五条 株主は、会社の設立後は、出資の払戻（抽逃出資）を受けてはならない。

第二節 機関組織

(社員総会)

第三十六条 有限会社の株主会は、全株主によって構成される。株主会は会社の意思決定機関（権力機構）であり、本法によりその権限を行使する。

(社員総会の権限)

第三十七条 株主会は、次に掲げる権限を行使する。

- (一) 会社の経営方針及び投資計画を決定すること。
- (二) 従業員代表を務めていない取締役、監査役を選任（選挙）及び解任

（更換）すること及び取締役、監査役の報酬等に関する事項を決定すること。

（三） 取締役会の報告を審議及び承認（批准）すること。

（四） 監査役会又は監査役の報告を審議及び承認すること。

（五） 会社の年度財務予算案（年度財務予算方案）及び決算案を審議すること及び承認すること。

（六） 会社の利益配当案（利潤分配方案）及び欠損填補案を審議すること及び承認すること。

（七） 会社の登録資本の増加又は減少について決議を行うこと。

（八） 社債発行について決議を行うこと。

（九） 会社の合併、分割（分立）、解散、清算又は会社形態の変更（変更公司形式）について決議を行うこと。

（十） 定款を変更すること。

（十一） その他定款に定める権限

前項に掲げる事項は株主が書面により一致して同意した場合には、株主会を招集せず直ちに決定することができ、かつ全株主が決定文書に署名捺印するものとする。

（初回社員総会の招集）

第三十八条 初回の株主会においては、最も多く出資（出資最多）した株主が招集（招集）しかつ主宰（主持）し、本法により権限を行使する。

（社員総会の招集権者）

第三十九条 株主会は、定時会議（定期会議）及び臨時会議（臨時會議議）に分けられる。

定時会議は、定款の規定により定期的に開催されなければならない（按時召開）。十の一以上議決権を有する株主、三分の一以上の取締役、監査役会又は監査役会非設置会社の監査役から臨時会議の招集が提案された場合

には、臨時会議は招集されなければならない。

(社員総会の招集及び主宰)

第四十条 取締役会設置有限会社の場合は、株主会は取締役会によって招集され、取締役会長が主宰する。取締役会長が職務を履行できないとき又は履行しないときは、取締役会副会長が主宰する。取締役会副会長が職務を履行できないとき又は履行しないときは、半数以上の取締役が共同して推薦する一名の取締役が主宰する。

取締役会非設置有限会社の場合は、株主会は執行取締役が招集しかつ主宰するものとする。

取締役会又は業務執行取締役が株主会招集の職務を履行できないとき又は履行しないときは、監査役会又は監査役会非設置会社の監査役が招集しかつ主宰するものとする。監査役会又は監査役が招集及び主宰を行わないときは、十分の一以上の議決権を有する株主が自ら招集しかつ主宰することができる。

(社員総会の通知等)

第四十一条 株主会を招集するときは、会議の日の十五日までに全株主にその旨を通知しなければならない。但し、定款に別に規定がある場合又は全株主が特別に合意した場合はこの限りではない。

株主会は、審議事項の決定について議事録を作成しなければならず、会議に出席した株主は議事録に署名しなければならない。

(社員の議決権)

第四十二条 株主会においては、株主が出資割合により議決権を行使する。但し、定款に別の規定がある場合は、この限りでない。

中華人民共和国会社法（2018 年修正）（楊）

（議事方法及び決議手続）

第四十三条 株主会の議事方法及び議決手続は、本法に特段の定めがある場合を除き定款の定めによる。

株主会が定款の変更、登録資本の増加若しくは減少、又は会社の合併、分割、解散若しくは会社形態の変更の決議は、議決権の三分の二以上を有する株主の賛成によってなされなければならない。

（取締役会、構成員及び取締役会長）

第四十四条 有限会社には取締役会を置き、その構成員数は三名以上十三名以下とする。但し、本法第五十条に別途規定をする場合を除く。

二社以上の国有企業又は二つ以上のその他の国有投資主体の出資により設立された有限会社は、その取締役会の構成員の中に、従業員代表を入れなければならない。その他の有限会社では取締役会の構成員の中に従業員代表を入れることができる。取締役会の従業員代表は、従業員が従業員代表大会、従業員大会又はその他の民主的選任方法によって選出される。

取締役会には、取締役会長一名を置くものとし、取締役会副会長を置くことができる。取締役会長及び取締役会副会長の選任方法は、定款によって定める。

（取締役の任期）

第四十五条 取締役の任期は定款によるが、一期の任期は三年を超えてはならない。取締役の任期が満期となる（任期届满）場合、再選（連選）又は再任（連任）することができる。

取締役の任期満了時に遅滞なく改選が行われない場合又は取締役の任期中に辞任によって取締役会の構成員数が法定員数（法定人数）を下回った場合には、改選によって取締役が選任されるまでに、元取締役は、法律又は行政法規及び定款の規定に従い、取締役の職務を引き続き履行しなければならない。

(取締役会の権限)

第四十六条 取締役会は、株主会に対して責任を負い、次に掲げる権限を行使する。

- (一) 株主会の招集及び株主会への経営活動報告
- (二) 株主会の決議の執行
- (三) 会社の経営計画及び投資案の承認
- (四) 会社の年度財務予算案及び決算案の作成
- (五) 会社の利益配当案及び欠損填補案の作成
- (六) 会社の登録増資、減資案及び社債券の発行案の作成
- (七) 会社の合併、分割、解散又はその他の会社形態変更案の作成
- (八) 会社の内部管理機関の設置の決定
- (九) 会社の経営管理者の選任又は解任及びその報酬事項の決定、かつ
経営管理者の提案による会社の副経営管理者、財務責任者及びその報酬事項の決定
- (十) 会社の基本管理制度の制定
- (十一) 定款に定めるその他の権限

(取締役会の招集及び主宰)

第四十七条 取締役会は、取締役会長が招集し主宰する。取締役会長が職務を履行できないとき又は職務の不履行である場合、取締役会副会長が招集し主宰する。取締役会副会長は、職務履行の不可能又は職務を履行できない場合、半数以上の取締役が共同に推薦する一名の取締役が招集し主宰する。

(取締役会の議事方式及び決議手続)

第四十八条 取締役会の議事方法及び決議手続は、本法に定めるものを除き、定款の定めによる。

取締役会は、審議された事項の決議につき議事録を作成しなければなら

ず、取締役会に出席した取締役は、議事録に署名しなければならない。

取締役会の決議の議決においては、一人一票で行われる。

（経営管理者の権限）

第四十九条 有限会社は、経営管理者⁹⁾を置くことができ、取締役会がこれを選任し又は解任する。経営管理者は、取締役に対して責任を負い、次に掲げる権限を行使する。

- （一） 取締役会の決議を実施して、会社の生産経営業務を主宰すること。
- （二） 会社の年度経営計画及び投資案を実施すること。
- （三） 会社の内部管理機関の設置を立案すること。
- （四） 会社の基本管理制度を立案すること。
- （五） 会社の具体的な規則を制定すること。
- （六） 会社の副経営管理者、財務責任者の選任又は解任を提案すること。
- （七） 取締役会により選任され又は解任された者を除き、その他の管理責任者を選任し又は解任すること。
- （八） 取締役会から授権されたその他の権限

定款に経営管理者の権限について別の規定がある場合は、定款が適用される。

経営管理者は取締役会に列席することができる。

（執行取締役の設置と権限）

第五十条 株主数が比較的少ない有限会社又は比較的小規模の有限会社は、取締役会を置かず、一名の執行取締役を置くことができる。執行取締役は、会社の経営管理者を兼任することができる。

執行取締役の権限は、定款によって定められる。

9) 経営管理者の義務については会社法の定めに従う。

(監査役会及び監査役の設置と選任)

第五十一条 有限会社に監査会を設置し、その員数は三名以上とする。株主数が比較的少ない有限会社又は比較的小規模の有限会社は、監査役会を置かず、一名ないし二名の監査役を置くことができる。

監査役会は、株主代表及び適切な割合による従業員代表を置かれなければならない、従業員代表の割合は三分の一を下回ってはならず、具体的な割合は、定款によって定められる。監査役会における従業員代表は、従業員代表大会、従業員大会又はその他の民主的な選任方式によって、従業員がこれを選任する。

監査役会には会長(主席)一名を置き、全監査役の過半数によって選任する。監査役会長(監事会主席)は、監査役会を招集し、主宰する。監査役会長は、職務を履行できないとき又は職務を履行しないときは、半数以上の監査役が共同に推薦する一名の監査役によって監査役会を招集し、主宰する。

取締役又は上級経営管理者は、監査役を兼任してはならない。

(監査役の任期)

第五十二条 監査役の任期は三年とする。監査役は任期満了後に、再任されることができる。

監査役が任期満了後に遅滞なく改選されない場合又は監査役が任期内に辞任したため監査役会の員数が法定員数を下回った場合には、改選によって監査役が選任されるまで、元監査役は、法律又は行政法規及び定款の規定に従い、監査役の職務を引き続き履行しなければならない。

(監査役会、監査役の権限)

第五十三条 監査役会又は監査役会非設置会社の監査役は、次に掲げる権限を行使する。

(一) 会社財務を検査すること。

- （二） 取締役及び上級経営管理者の会社職務執行の行為を監督し、法律若しくは行政法規、定款又は株主会決議に違反した取締役又は上級経営管理者の解任を提案すること。
- （三） 取締役又は上級経営管理者の行為が会社の利益を害しているときに、取締役又は上級経営管理者に是正を要求すること。
- （四） 臨時株主会会議の招集を提案し、取締役会が本法の定めに従い株主会を招集しかつ主宰する権限を履行しない場合に、株主会会議を招集して主宰すること。
- （五） 株主会会議に提案すること。
- （六） 本法第一百五十一条の規定に基づき、取締役又は上級経営管理者に対して訴えを提起すること。
- （七） 定款に定めるその他の権限

（監査役の質問権及び調査権）

第五十四条 監査役は、取締役会会議に出席することができ、取締役会の決議事項に関して質問又は建議を提起することができる。

監査役会又は監査役会非設置会社の監査役は、会社の経営状況に異常があることを発見した場合、調査を行うことができ、必要なときには、会計士（会計師）事務所等の協力を求めることができるものとし、かかる経費は会社が負担するものとする。

（監査役会の招集）

第五十五条 監査役会は、毎年度に少なくとも一回開催するものとし、監査役は、臨時監査役会会議を開くことを提案することができる。

監査役会の議事方法及び決議手続は、本法に特段の定めがある場合を除き、定款の規定による。

監査役会の決議は、過半数以上の監査役によらなければならない。

監査役会は、その審議事項の決議（決定）について議事録を作成しなければ

ばならず、会議に出席した監査役は、議事録に署名をしなければならない。

(監査役の権限行使に関わる費用負担)

第五十六条 監査役会又は監査役会非設置会社の監査役が権限を行使するのに必要な経費は、会社がこれを負担する。

第三節 一人有限会社に関する特別規定

(定義、設立、組織)

第五十七条 一人有限会社(一人有限責任公司)の設立及び機関組織には、この節の規定を適用する。この節に定めがない場合には、この章第一節及び第二節の規定を適用する。

本法にいう一人有限会社とは、一人の自然人株主又は一つの法人株主のみが存する有限会社を指す。

(投資制限及び最低資本)

第五十八条 一人の自然人は、出資して一つの一人有限会社しか設立することができないとする。当該一人有限会社は、出資して新たな一人有限会社を設立することができないとする。

(登記及び営業許可に出資者の明記)

第五十九条 一人有限会社は、会社登記の中に自然人独自出資(自然人独資)又は法人独自出資(法人独資)を明記しなければならない、これが会社の営業許可証にも記載されなければならない。

(定款)

第六十条 一人有限定款は、株主によって作成される。

中華人民共和國公司法（2018 年修正）（楊）

（重大事項の決定と書面義務）

第六十一條 一人有限会社には、株主会を置かない。株主が本法第三十八條第一項に掲げる事項を決定するときは、書面をもってそれをなし、かつ株主が署名して会社に備え置かなければならない。

（年度財務会計報告）

第六十二條 一人有限会社は、毎会計年度の終了時に財務会計報告を作成し、かつ会計士事務所の監査を受けなければならない。

（株主の連帯責任）

第六十三條 一人有限会社の株主は、会社の財産が株主の固有財産から独立していることを証明できない場合は、会社の債務に対する連帯して責任を負わなければならない。

第四節 国有独資会社に関する特別規定

（定義）

第六十四條 国有独資会社（国有独資公司）の設立及び機関組織には、この節の規定を適用する。この節に定めがない場合は、本章第一節及び第二節の規定を適用する。

本法にいう国有独資会社とは、国家が単独で出資し、國務院又は地方人民政府が同レベルで人民政府の国有資産監督管理機関に出資者の職責を履行するよう授權した有限会社を指す。

（定款の作成）

第六十五條 国有独資定款は、国有資産監督管理機関によって制定され又は取締役会により原案作成された後に、国有資産監督管理機関の承認を受けるために送付されなければならない。

(重大事項の決定)

第六十六条 国有独資会社には、株主会を置かず、国有資産監督管理機関が株主会の職権を行使する。国有資産監督管理機関は、株主会の職権の一部及び会社の重大な事項の決定を取締役に授権することができるが、会社の合併、分割、解散、登録資本の増資又は減資及び社債券の発行は、国有資産監督管理機関により決定されなければならない。重要な国有独資会社が合併、分割、解散、破産の申請を行う場合は、国有資産監督管理機関の審査を受けた後に、同レベル人民政府の承認を受けなければならない。

(取締役会)

第六十七条 国有独資会社を取締役会を置き、取締役会は、本法第四十六条及び第六十六条の規定に基づき権限を行使する。取締役の任期は、三年を超えてはならない。取締役会構成員には、従業員代表を含まなければならない。

取締役会構成員は、国有資産監督管理機関によりされる。但し、取締役会構成員における従業員代表は、従業員代表大会において選任される。

取締役会には、取締役会長一人を置き、取締役会副会長を置くことができる。取締役会長及び取締役会副会長は、国有資産監督管理機関が取締役会構成員の中から指名する。

(経営管理者)

第六十八条 国有独資会社に経営管理者を置き、取締役会が選任し又は解任する。経営管理者は、本法第四十九条の規定に従って権限を行使する。

取締役会構成員は、国有資産監督管理機関の同意を受けた上で、経営管理者を兼任することができる。

(経営管理者、上級経営管理者の兼職禁止)

第六十九条 国有独資会社の取締役会長、取締役会副会長、取締役及び上

中華人民共和国会社法（2018 年修正）（楊）

級経営管理者は、国有資産監督管理機関の同意を得なければ、他の有限会社、株式会社又はその他の経済体において職を得てはならない。

（監査役会）

第七十条 国有独資会社の監査役会構成員は五名以上であって、そのうち、従業員代表の割合は三分の一以上でなくてはならず、その具体的な割合は定款により定められる。

監査役会構成員は、国有資産監督管理機関により派遣される。但し、取締役会構成員における従業員代表は、従業員代表大会によって選任される。監査役会長は、国有資産監督管理機関が監査役会構成員の中から指名する。

監査役会は、本法第五十三条の第（一）号から第（三）号に定める権限及び国务院が定めるその他の権限を行使する。

第三章 有限会社の持分の譲渡

（持分譲渡の一般規定）

第七十一条 有限会社の株式の全部又は一部は、株主間で相互に譲渡することができる。

株主が株主以外の者に株式を譲渡する場合には、他の株主の過半数の同意を受けなければならない。株主はその株式譲渡の事項を他の株主に書面で通知し、同意を求め、他の株主が通知書面を受け取った日から満三十日以内に回答しない場合には、譲渡に同意したものとみなされる。他の株主の半数以上が譲渡に同意しない場合には、譲渡に同意しない株主は当該譲渡株式を引き受けなければならない、それを引き受けない場合は譲渡に同意したものとみなされる。

株主の同意を得た譲渡株式においては、同一の条件（同等条件）において、他の株主は優先引受権（優先購買権）を有する。二人以上の株主が優先引受権の行使を主張する場合は、交渉により各自の引受割合を確定する。交渉により合意できない場合は、譲渡時におけるそれぞれの出資割合に従

い、各株主は優先引受権を行使する。

定款に株式譲渡に関する特別規定がある場合は、その規定による。

(強制執行手続による持分譲渡)

第七十二条 裁判所は、法律に定める強制執行手続に従って、株主の持株を譲渡させるときには、会社及び全株主にその旨を通知しなければならず、他の株主は同一の条件において、優先引受権を有する。他の株主は、裁判所が通知を出した日から満二十日以内に優先引受権を行使しない場合、優先引受権を放棄したものとみなされる。

(出資証明書、定款及び社員名簿への記載変更)

第七十三条 本法第七十一条、第七十二条に基づき株式が譲渡された後、会社は、譲渡した株主の出資証明書を取り消さなければならず、新株主に出資証明書を交付し、定款及び株主名簿における株主及びその出資額に関する記載を改訂しなければならない。定款における当該事項の改訂は、株主会の決議は不要とする。

(異議株主の持分買取請求権)

第七十四条 次に掲げる状況のいずれかに該当する場合には、株主会の当該決議に反対した株主は、会社に合理的な価格でその株式取得を請求することができる。

- (一) 会社が株主に五年連続利益があるにもかかわらず五年間利益配当をせず、かつ本法に定める利益配当条件に該当する場合
- (二) 会社が合併又は分割なされた主要な財産を譲渡する場合
- (三) 定款に定める経営期間が満了し又は定款に定めるその他の解散事由に該当した時に、株主会会議が定款を変更して会社を継続させる承認があった場合

株主会会議の決議がなされた日から六十日以内に、株主と会社間で株式

中華人民共和国会社法（2018 年修正）（楊）

取得協議が終了しない場合に、株主は、株主会会議の決議がなされた日から九十日以内に、裁判所に訴訟を提起することができる。

（株主資格の相続）

第七十五条 自然人株主死亡後に、その適法な相続人は株主資格を承継することができる。但し、定款に特段の定めがある場合は、この限りでない。

第四章 株式会社の設立及び機関組織

第一節 設立

（設立要件）

第七十六条 株主会社の設立は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- （一） 発起人数が法定人数と一致すること。
- （二） 定款の規定を満たした全発起人が引き受けた（認購）株式総額（股本総額）及び募集して払い込まれた株式総額が存在すること。
- （三） 株式の発行及びその準備手続が法律の規定に従うこと。
- （四） 発起人が定款を作成し、公募方式による設立の場合には創立総会（創立大会）によるその承認があること。
- （五） 会社が名称を有し、株式会社の要件に適合する機関組織を設置すること。
- （六） 会社が住所を有すること。

（設立形態）

第七十七条 株式会社の設立は、発起設立（発起設立）又は募集設立（募集設立）によることができる。

発起設立とは、発起人が会社の発行すべき株式の全てを引き受けして、会社を設立するものをいう。

募集設立とは、発起人が会社の発行すべき株式の一部を引き受け、他の

株式を公募し又は特定の対象者に募集して会社を設立するものをいう。

(発起人に対する制限)

第七十八条 株式会社を設立するには、二人以上二百人以下の発起人がいなければならない、その過半数の発起人は、中国国内に住所を有していなければならない。

(発起人の義務)

第七十九条 株式会社の発起人は、会社の設立事務を執行する。

発起人は、発起人協定を締結し、会社の設立における各自の権利義務を明らかにしなければならない。

(登録資本及び発起人の出資額)

第八十条 株式会社が発起設立方式を採用した場合には、登録資本は、会社登記機関に登録された全発起人が引き受けた株式総額である。発起人が引き受けた株式を全額払い込むまでに、他人に株式を募集してはならない。

株式会社が募集設立方法を採用した場合には、登録資本は、会社登記機関に登録された払込済み資本総額である。

法律若しくは行政法規又は国务院の決定において株式会社の登録資本の払込又は登録資本の最低限度額について別段の定めがある場合には、その規定によるものとする。

(定款の必須記載事項)

第八十一条 株式定款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (一) 会社の名称及び住所
- (二) 会社の業務内容
- (三) 会社の設立方法
- (四) 会社の総株式数、一株の金額及び登録資本

中華人民共和國会社法（2018 年修正）（楊）

- （五） 発起人の氏名又は名称、引受株式数、出資方式及び出資日
- （六） 取締役会の構成、権限及び議事規則
- （七） 会社の法定代表者
- （八） 監査役会の構成、権限及び議事規則
- （九） 会社の利益配当の方法
- （十） 会社の解散事由及び清算方法
- （十一） 会社による通知及び公告の方法
- （十二） 株主総会に認める必要があるその他の事項

（発起人の出資方式）

第八十二条 発起人の出資方式については、本法第二十七条の規定を適用する。

（発起人の出資義務の履行、違反及び設立登記の申請）

第八十三条 発起設立方式で株式会社を設立する場合には、発起人は、書面をもって定款に定めたその引き受けた株式の全額を引き受け、かつ定款に従って出資を払い込まなければならない。非金銭的財産による出資の場合は、法令に基づいて財産権の移転手続を行わなければならない。

発起人が前項の規定に従って出資を行わない場合は、発起人契約に従って違約責任を負わなければならない。

発起人は、定款に定めた出資を全額引き受けた後に、取締役会及び監査役会を選任しなければならない。取締役会は会社登記機関に定款及び法律又は行政法規に定めるその他の書類を提出し、設立登記を申請する。

（募集設立の発起人）

第八十四条 募集設立方法で株式会社を設立する場合には、発起人が引き受ける株式は、会社の株式総数の百分の三十五を下回ってはならない。但し、法律又は行政法規に特段の定めがある場合には、その規定による。

(募集公告及び株式引受書)

第八十五条 発起人が株式を公募する場合には、株式募集説明書(招股説明書)を公告し、かつ株式申込書(認股書)を作成しなければならない。株式引受書には、本法第八十七条に定める事項が記載されなければならず、株式引受人(認股人)が引受株数、金額及び住所を記入し、かつ署名捺印をする。株式引受人は、引受株数に基づき株式金額(股款)を払い込む。

(目論見書の事項)

第八十六条 目論見書(招股説明書)には、発起人が作成した定款を添付し、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (一) 発起人の引受株式数
- (二) 一株の額面額(票面金額)及び発行価格
- (三) 無記名株券の発行総数
- (四) 募集金の使用目的(用途)
- (五) 株式引受人の権利及び義務
- (六) 株式募集の開始日と終了日及び期限後も引受未済の株式がある場合の株式引受人の引受撤回に関する説明

(株式公募の委託)

第八十七条 発起人が株式を公募する場合は、法令により設立された証券会社に募集を委託し、委託募集契約(承銷協議)を締結しなければならない。

(払込取扱銀行の義務)

第八十八条 発起人が株式を公募する場合は、銀行と払込取扱に関する代行契約を締結しなければならない。

払込取扱銀行は、契約に基づき、株式金額の払込を取扱い、保管し、株式金額を払い込んだ株式引受人に領収書を発行しなければならず、かつ関

係機構に領収証明書（收款証明）を提供しなければならない。

（発起人の創立大会の招集義務）

第八十九条 株式を公募する場合は、株式金額全額が払い込まれた後に、法令により設立された出資検査機構（驗資機構）による出資検査を受けなければならない。証明書が発行されなければならない。発起人は、株式金額全額が払い込まれた日から三十日以内に創立総会を招集しなければならない。創立総会は、発起人と株式引受人によって構成される。

公募された株式が株式募集説明書に定めた締切日を超えても未応募がある場合又は公募された株式の株式金額全額が払い込まれた後に発起人が三十日以内に創立総会を招集しなかった場合には、株式引受人は、発起人に対して、払い込んだ株式金額に同期間の銀行預金利息を加算して返還を請求することができる。

（創立大会の招集及び決議手続）

第九十条 発起人は、創立総会の十五日前までに会議日をすべての株式引受人に通知し又は総会について公告しなければならない。創立総会は、株式総数の二分の一以上を有する発起人及び株式引受人が出席して開催されるものとする。

創立総会は、次に掲げる権限を行使することができる。

- （一） 発起人の会社設立準備に関する報告を審議すること。
- （二） 定款を承認すること。
- （三） 取締役会構成員を選任すること。
- （四） 監査役会構成員を選任すること。
- （五） 会社の設立費用を調査すること。
- （六） 株式の金銭支払に代えて提供された財産の評価額を調査すること。
- （七） 不可抗力が発生し又は経営環境に重大な変化が生じたことにより
直接に会社の設立に影響をもたらした場合は、会社不設立の決議を行

うことができる。

創立総会が前項に掲げる事項に関して決議を行う際には、総会に出席した株式引受人の有する議決権の過半数によらなければならない。

(株式払戻の禁止)

第九十一条 発起人又は株式引受人は、株式金額を払い込み又は株式金額に相当する出資を行った後に、期日通り全株式を募集することができず又は発起人が期日通りに創立総会を開催せず又は創立総会において会社不設立が決議された場合を除いて、払い込んだ株式金額を払い戻すことをしてはならない。

(株式会社の設立登記)

第九十二条 取締役会は、創立総会が終了してから三十日以内に会社登記機関に次に掲げる書類を提出し、設立登記を申請しなければならない。

- (一) 会社登記申請書
- (二) 創立総会議事録
- (三) 定款
- (四) 出資検査証明
- (五) 法定代表者、取締役、監査役の就任書及び身分証明
- (六) 発起人の法人資格証明又は自然人身分証明
- (七) 会社の住所証明

公募方式によって設立された株式会社が株券を公募発行する際に、国務院証券監督管理機構は、発行する認可書を会社登記機関に届け出なければならない。

(発起人の出資補填義務)

第九十三条 株式会社が設立された後に、発起人が定款に従って出資金を全額に払い込んでいなかった場合、その発起人は不足の金額を払い込まな

ければならないものとし、他の発起人は連帯して責任を負うものとする。

株式会社が設立された後に、会社設立の出資として用いられる非金銭的財産の実際金額が定款に定める金額を著しく下回ることが発見された場合には、当該出資を行った発起人はその差額を払い込まなければならないものとし、他の発起人は連帯して責任を負うものとする。

（設立時発起人の責任）

第九十四条 株式会社の発起人は、以下の責任を負わなければならない。

- （一） 会社が不成立となった場合は、設立行為によって生じた債務及び費用について連帯責任を負うこと。
- （二） 会社が不成立となった場合は、株式金額を払い込んだ株式引受人にその株式金額に同期間の銀行預金利息を加算して返還する連帯責任を負うこと。
- （三） 会社を設立する過程において、発起人の過失によって会社利益に損失をもたらした場合は、会社に対して賠償責任を負うこと。

（組織変更に関わる資産額及び株式募集の制限）

第九十五条 有限会社を株式会社に組織変更する場合は、支払済みの資本金額は会社の純資産額を上回ってはならない。有限会社を株式会社に組織変更する場合は、増資するために発行される株式の公募は、法令に従ってこれを行わなければならない。

（重要な書面の備置き）

第九十六条 株式会社は、定款、株主名簿、社債券の控え（存根）、株主総会議事録、取締役会議事録、監査役会議事録及び財務会計報告書を当該会社 に備え置かなければならない。

(閲覧権及び質問提案権)

第九十七条 株主は、定款、株主名簿、社債券の控え、株主総会議事録、取締役会議事録、監査役会議事録及び財務会計報告を閲覧する権利を有し、会社の経営について建議又は質問する権利を有する。

第二節 株主総会

(株主総会の構成及び位置づけ)

第九十八条 株式会社の株主総会は、全株主によって構成される。株主総会は、会社の意思決定機関(権力機構)であり、本法に基づき権限を行使する。

(権限)

第九十九条 本法第三十七条第一項の有限会社の株主会に関する規定は、株式会社の株主総会に適用される。

(臨時株主総会の招集)

第一百条 定時総会(年会)は毎年一回開催されなければならない。次に掲げる事由のいずれかに該当する場合には、二か月以内に臨時株主総会が開催されなければならない。

- (一) 取締役の数が本法による法定員数又は定款所定員数の3分の2を下回った場合
- (二) 会社資産に填補されていない欠損額が払込済み株式総額(股本総額)の3分の1を上回った場合
- (三) 単独又は共同で会社の株式の百分の十以上を有する株主が請求した場合
- (四) 開催が必要であると取締役会が判断した場合
- (五) 監査役会が開催を提案した場合
- (六) 定款に定めるその他の事由

（株主総会の招集）

第一百条 株主総会は、取締役会が招集し、取締役会長が主宰する。取締役会長が職務を履行できない場合又は職務を履行していない場合は、取締役会副会長が株主総会を主宰する。取締役会副会長が職務を履行できない場合又は職務を履行していない場合は、半数以上の取締役が共同で推薦した取締役が株主総会を主宰する。

取締役会が株主総会の招集権限を履行できない場合又は履行していない場合は、監査役会が遅滞なく株主総会を招集して主宰する。監査役会が招集して主宰しない場合は、九十日以上連続して単独又は共同で会社の株式の百分の十以上を有する株主は、自ら株主総会を招集して主宰することができる。

（株主総会の招集通知、臨時議案及び株券の保管）

第一百二条 株主総会を開催する際には、会社は、会議開催の二十日前までに開催日時、場所及び審議事項を全株主に通知しなければならない、臨時株主総会の場合においては会議開催の十五日前までに全株主に通知しなければならない、無記名株券が発行される場合においては会議開催の三十日前までに開催日時、場所及び審議事項を公告しなければならない。

単独又は共同で会社の株式の百分の三以上を有する株主は、株主総会の開催の十日前までに臨時提案を行って書面によって取締役会に提出することができ、取締役会はその提案を受けた日から二日以内に他の株主に通知しかつ当該臨時提案を株主総会の議題としなければならない。臨時提案の内容は、株主総会の権限範囲内のものであり、かつ明確な議題及び具体的な決議事項を有しなければならない。

株主総会は、前二項の通知に明記されていない事項について決議をしてはならない。

無記名株券の所有者は、株主総会に出席する際には、会議開催の五日前から株主総会の閉会時まで、株券を会社に預託しなければならない。

(議決権及び議事規則)

第百三条 株主は、株主総会に出席する場合には、有する株式の一株につき一議決権を有する。但し、会社は、自己が有する当該会社の株式については、議決権を有しない。

株主総会が決議を行う場合には、会議に出席した株主が有する議決権の過半数によって承認されなければならない。但し、株主総会において定款変更、登録資本の増資減資に関する決議又は会社の合併、分割、解散若しくは会社の形態変更に関する決議がなされる場合は、会議に出席した株主の有する議決権の三分の二以上によって承認されなければならない。

(法定招集事項)

第百四条 本法及び定款において、会社の重要な資産の譲渡若しくは譲受又は第三者への担保設定等事項につき株主総会決議を受けなければならないと定められる場合には、取締役会は遅滞なく株主総会を招集しなければならない。株主総会がこれらの事項に関して決議を行う。

(累積投票制)

第百五条 株主総会が取締役又は監査役を選任する場合には、定款の規定又は株主総会の決議に従って累積投票制度を実施することができる。

本法という累積投票制度とは、株主総会が取締役又は監査役を選任する場合において、一株につき選任される取締役又は監査役の人数と同じ数の議決権が付与され、株主は有する議決権を集中的に行使することができる制度を指す。

(代理人による議決権の行使)

第百六条 株主は、代理人に株主総会の出席を委託でき、代理人は会社に株主の委任状(授權委託書)を提出して授權された範囲内で議決権を行使しなければならない。

中華人民共和国会社法（2018 年修正）（楊）

（議事録）

第一百七条 株主総会は、審議事項の議決について議事録を作成し、主宰者及び会議に出席した取締役が議事録に署名しなければならない。議事録は、会議に出席した株主の署名名簿及び代理出席の委任状と一緒に保存されなければならない。

第三節 取締役会、経営管理者

（取締役会の設置及び権限）

第一百八条 株式会社には取締役会を設置しなければならない、その構成員は五人ないし十九人とする。

取締役会の構成員には、従業員代表を含むことができる。取締役会構成員としての従業員代表は、従業員が従業員代表大会若しくは従業員大会又は他の民主的選任方式を通じて選任する。

本法第四十五条の有限会社の取締役の任期に関する規定は、株式会社の取締役に適用される。

本法第四十六条の有限会社の取締役会の権限に関する規定は、株式会社の取締役会に適用される。

（取締役会の構成）

第一百九条 取締役会には取締役会長一名を置かなければならず、副会長を置くことができる。取締役会長及び取締役会副会長は、取締役会を構成する取締役の過半数によって選任される。

取締役会長は、取締役会を招集して主宰し、取締役会決議の実施状況を調査する。取締役会副会長は、取締役会長の業務に協力し、取締役会長が職務を履行できない又は履行しない場合に、その職務を履行する。取締役会副会長が職務を履行できない又は履行しない場合は、取締役の過半数によって共同推薦される一名の取締役がその職務を履行するものとする。

(取締役会の招集)

第一百十条 取締役会会議は少なくとも年に二回開催するものとし、取締役会会議の開催の十日前までに全取締役及び全監査役に通知しなければならない。

十分の一以上の議決権を有する株主又は三分の一以上の取締役又は監査役会は、臨時取締役会の開催を提案することができる。取締役会長は、その提案を受けた日から十日以内に取締役会を招集して主宰しなければならない。

取締役会は、臨時取締役会会議を開催する際に、取締役会の招集に関する通知方式及び通知期限を別に定めることができる。

(定足数)

第一百一条 取締役会会議の開催は、過半数の取締役が出席することを必要とする。取締役会が決議を行う場合において、全取締役の過半数によって承認されなければならない。

取締役会の議決は、一人につき一票によって行われる。

(取締役会への出席、代理出席、議事録及び責任)

第一百十二条 取締役会会議には、取締役本人が出席しなければならない。取締役が事情によって出席できない場合は、書面で他の取締役に取締役会への代理出席を委託することができ、委任状の中には授權範囲を明記しなければならない。

取締役会は、審議された事項の議決について議事録を作成し、会議に出席した取締役が議事録に署名しなければならない。

取締役は、取締役会の決議に対して責任を負わなければならない。取締役会の決議が法律、行政法規、定款又は株主総会決議に反し、会社に重大な損害(嚴重損失)をもたらした場合、決議に関与した取締役は、会社に対して賠償責任を負うものとする。但し、決議が行われた際に異議を表明し

中華人民共和国会社法（2018 年修正）（楊）

たことが証明されかつその異議が議事録に記載された場合には、当該取締役の責任を免除されることができる。

（経営管理者の設置及びその権限）

第百十三条 株式会社には経営管理者を置くことができ、経営管理者は取締役会がその選任又は解任を決定する。

本法第四十九条の有限会社の経営管理者の権限に関する規定は、株式会社の経営管理者に適用される。

（取締役の使用人等への兼任）

第百十四条 取締役会は、取締役会構成員を兼任して経営管理者に選任することができる。

（役員等への貸付禁止）

第百十五条 会社は、直接に又は子会社を通して、取締役、監査役又は上級経営管理者に金銭を貸し付けてはならない。

（役員・使用人等報酬の開示）

第百十六条 会社は、株主に定期的に取り役、監査役又は上級経営管理者が会社から取得した報酬の状況を開示（披露）しなければならない。

第四節 監査役会

（設置及び構成）

第百十七条 株式会社は、監査役会を設置しなければならず、その構成員数は三人を下回ってはならない。

監査役会には、株主の代表及び一定の割合の従業員代表者が含まれなければならない、そのうち、従業員代表者の割合は三分の一を下回ってはならないものとするが、具体的な割合については、定款で定めるものとする。

監査役会の従業員代表は、従業員が従業員代表大会若しくは従業員大会又はその他の民主的な形式を通して選任する。

監査役会には、会長（主席）一人を置き、また副会長を置くことができる。会長及び副会長は、全監査役の過半数によって選任される。会長は、監査役会を招集して主宰する。会長が職務を履行できない又は履行しない場合は、副会長が職務を履行する。副会長が職務を履行できない又は履行しない場合は、監査役の過半数によって共同推薦された一人の監査役が監査役会を招集して主宰する。

取締役又は上級経営管理者は、監査役を兼任してはならない。

本法第五十二条の有限会社の監査役の任期に関する規定は、株式会社の監査役に適用される。

（権限）

第百十八条 本法第五十四条、第五十五条の有限会社の監査役会の権限に関する規定は、株式会社の監査役会に適用される。

監査役会の権限行使につき必要な費用は、会社の負担とする。

（監査役会の開催）

第百十九条 監査役会会議は、少なくとも六箇月に一回開催するものとする。監査役は、臨時監査役会の開催を提案することができる。

監査役会の議事方式及び議決手続は、定款で定めるものとするが、本法に別段の定めがある場合は、この限りでない。

監査役会の決議は、監査役の過半数によって採択されなければならない。

監査役会は審議事項の決定について議事録を作成しなければならず、会議に出席した監査役は議事録に署名しなければならない。

第五節 上場会社の機関組織に関する特別規定

（上場会社の定義）

第二百二十条 本法にいう上場会社とは、その株式が証券取引所において上場して取引される株式会社を指す。

（重大な資産の取引及び担保の提供）

第二百二十一条 上場会社は、一年以内の重要な資産の購入若しくは売却又は担保金額が会社総資産の百分の三十を上回る場合には、株主総会の決議を受けなければならない、この決議は株主総会に出席した株主の有する議決権の三分の二以上によって承認されなければならない。

（独立取締役の設置）

第二百二十二条 上場会社は、独立取締役を設置しなければならない、その具体的方法は国务院が規定する。

（取締役会秘書の設置及びその権限）

第二百二十三条 上場会社は、取締役会秘書役を設置することができる。当該者は、株主総会及び取締役会の準備、書類の保管及び株主資料の管理を担当し、情報開示（信息披露）業務等の事項を処理するものとする。

（取締役の回避及び関連事項の決定方法）

第二百二十四条 上場会社の取締役が取締役会決議事項に係る企業と特別利害関係を有する場合には、当該決議について議決権を行使してはならず、他の取締役を代理して議決権を行使してもならない。当該取締役会は、特別利害関係のない取締役（無関係関係董事）の過半数が出席しなければ開催することはできず、取締役会決議は特別利害関係のない取締役の過半数によって承認されなければならない。取締役会に出席した特別利害関係のない取締役の数は三人を下回った場合、当該事項をその上場会社の株主総会

の審議にかけなければならない。

第五章 株式会社の株式の発行及び譲渡

第一節 株式の発行

(株式及び株券)

第二百二十五条 株式会社の資本は、株式に分けられ、一株の価額は均等なものとする。

会社の株式は、株券の形式とする。株券は、会社によって発行され、株主が有する株式を証明する証券である

(株式発行の原則)

第二百二十六条 株式の発行は、公正公平の原則によって行われ、同種類の株式は、同等の権利を有するものとする。

同時に発行された同種類の株式は、価格及び発行条件が同じでなければならない。事業者(単位)又は個人が引き受けた株式は一株の価額は同じとする。

(株式の発行価額)

第二百二十七条 株式の発行価格は、額面額又は額面額以上とすることができるが、額面額を下回ってはならない。

(株券の形式及び内容)

第二百二十八条 株券は、紙方式(紙面形式)又は国務院証券監督管理機関が定めるその他の方式によるものとする。

株券には、次に掲げる主要事項を明記しなければならない。

- (一) 会社の名称
- (二) 会社の成立日
- (三) 株券の種類、額面額及び表章する株式数

中華人民共和国会社法（2018 年修正）（楊）

（四） 株券番号

株券には、法定代表者が署名し、会社の印章が押捺される。

発起人が有する株券には、発起人株券の文字が明記されなければならない。
い。

（記名株券及び無記名株券）

第二百二十九条 会社が発行する株券は、記名株券又は無記名株券とする。

会社が発起人又は法人に発行する株券は記名株券でなければならない、かつ当該発起人又は法人の名称又は氏名を記載しなければならない、他の名義又は代表者名による記名をしてはならない。

（株主名簿の記載事項）

第三百三十条 会社が記名株券を発行する場合には株主名簿を備え置き、それには次に掲げる事項を記載しなければならない。

- （一） 株主の氏名又は名称及び住所
- （二） 各株主が保有する株式数
- （三） 各株主が保有する株券の番号
- （四） 各株主の株式取得日

無記名株券を発行する会社は、その株券の数、株券番号及び発行日を記載しなければならない。

（他の種類の株券の発行）

第三百三十一条 国务院は、会社が本法に定められていない種類の株式の発行について、別途定めを設けることができる。

（株券の交付時間）

第三百三十二条 株式会社は、設立後直ちに株主に株券を正式に交付するものとする。会社は、設立されるまでは株主に株券を交付してはならない。

(新株発行に関する議決事項)

第百三十三条 会社が新株を発行する場合には、株主総会は、次に掲げる事項について決議しなければならない。

- (一) 新株の種類及び数
- (二) 新株の発行価格
- (三) 新株発行の開始日及び終了日
- (四) 既存株主に発行される新株の種類及び数

(新株発行の公告)

第百三十四条 会社が国務院証券監督管理機関の許可を受けて新株を公募発行する場合は、必ず新株募集説明書及び財務会計報告を公告し、株式申込書を作成しなければならない。

本法第八十七条及び第八十八条の規定は、会社の新株公募については、適用する。

(新株発行価額)

第百三十五条 会社が新株を発行する場合は、会社の経営状況及び財務状況に基づき、その価格案を作成することができる。

(新株発行後の変更登記及び公告)

第百三十六条 会社は、新株を発行して株式金額全額が払い込まれた後に、会社登記機関で変更登記を行い、かつ公告しなければならない。

第二節 株式の譲渡

(株式の譲渡)

第百三十七条 株主の有する株式は、法令により譲渡されることができる。

中華人民共和國会社法（2018 年修正）（楊）

（株式の譲渡の場所）

第三百三十八条 株主が株式を譲渡しようとする場合は、法令に基づき設立された証券取引所で又は国务院の定める他の方式によって、譲渡しなければならない。

（記名株券の譲渡）

第三百三十九条 記名株券は、株主による裏書の方式又は法律若しくは行政法规に定めるその他の方式によって譲渡される。譲渡後に、会社は譲受人の氏名又は名称及び住所を株主名簿に記載する。

株主総会が開催される前二十日以内又は会社が利益配当を決定する基準日前五日以内には、前項に定める株主名簿の変更を行ってはならない。但し、上場会社の株主名簿の変更について法律に別段の定めがある場合には、その規定による。

（無記名株券の譲渡）

第四百零四条 無記名株券の譲渡は、株券の譲受人への交付により、直ちにその効力が生じる。

（株式譲渡制限）

第四百四十一条 発起人が有する会社の株式は、会社が設立された日から一年以内は譲渡してはならない。会社が株式を公募発行する前にすでに発行された株式は、証券取引所で株式が上場され取引が開始された日から一年以内には譲渡してはならない。

取締役、監査役及び上級経営管理者は、会社に対して自らが保有する株式及びその変動状況を申告（申報）しなければならない。任期中において譲渡する株式は一年間でその保有する株式総数の百分の二十五を超えてはならず、保有する自己株式は上場され取引が開始された日から一年以内は譲渡してはならない。上記の者は、退任後半年以内は、その保有する自己株式

を譲渡してはならない。定款は、取締役、監査役又は上級経営管理者が保有する株式の譲渡に関して、別の制限的規定を置くことができる。

(自己株式の取得の禁止)

第百四十二条 会社は、自社株式(本公司股份)を取得してはならない。但し、次に掲げる事由のいずれかに該当した場合は、この限りでない。

- (一) 会社の登録資本金を減らす場合
- (二) 当該会社の株式を保有している他の会社と合併する場合
- (三) 株式を従業員持株プラン(員工持股計画)又はストックオプション(股權激勵)に用いる場合
- (四) 株主は株主総会が行った会社の合併又は分割に関する決議に反対したことを理由として会社に対してその保有する株式の買取を求める場合
- (五) 株式を上場会社の発行した新株予約権付社債(可轉換為股票的公司債券)と引き換える場合
- (六) 上場会社の会社価値及び株主の權益を守るために必要とされる場合

会社が前項第(一)号、第(二)号に掲げる事由により自己株式を買い取る場合には、株主総会決議を経なければならない。会社は、前項第(三)号、第(五)号、第(六)号に掲げる事由により自社株を買い付ける場合において、定款の定め又は株主総会の授權により、三分の二以上の取締役の出席する取締役会の決議を経て行うことができる。

会社が本条第一項の規定により自社株を買い取った後に、第(一)号に掲げる事由に該当する場合においては、買取日から十日以内に当該株式を消却(注銷)する。第(二)号又は第(四)号に掲げる事由に該当する場合においては、六箇月以内に当該株式を譲渡し又は消却しなければならない。第(三)号、第(五)号、第(六)号に掲げる事由に該当する場合においては、会社の保有する自社株の合計は当該会社の発行済総株式の百分の十を超え

中華人民共和国会社法（2018 年修正）（楊）

てはならず、かつ三年以内に譲渡し又は消却しなければならない。

上場会社は自社株を買い付ける場合において、中華人民共和国証券法の規定により情報開示義務（信息披露義務）を履行しなければならない。上場会社は本条第一項第（三）号、第（五）号、第（六）号に掲げる事由により自社株を買い付ける場合において、公開買付方式によらなければならない。

会社は、自社株を質権（質押権）の目的物（標的）として受け入れてはならない。

（記名株券の盗難及び紛失等）

第一百四十三条 記名株券が盗取され、紛失し又は滅失した場合には、株主は、中華人民共和国民事訴訟法に定める公示催告手続に基づき、裁判所に当該株券の失効宣告を請求することができる。裁判所が当該株券の失効を宣告した後、株主は、会社に株券の再発行（補発股票）を求めることができる。

（上場株式の取引）

第一百四十四条 上場会社の株式は、法律若しくは行政法規又は証券取引所取引規則に従って上場され取引されるものとする。

（財務報告書類の公表）

第一百四十五条 上場会社は、法律又は行政法規の規定に従ってその財務状況、経営状況及び重大な訴訟案件を公開し、各会計年度内において半期毎に財務会計報告書を公表しなければならない。

第六章 会社の取締役、監査役、上級経営管理者の資格及び義務 （経営管理者及び上級経営管理者の欠格事由）

第一百四十六条 次に掲げる事項のいずれかに該当する者は、会社の取締役、監査役又は上級経営管理者になることはできない。

- (一) 民事行為能力のない者(無民事行為能力)又は民事行為能力が制限される者(限制民事行為能力)
- (二) 汚職、賄賂、財産横領(侵占財産)、財産流用又は社会主義市場経済秩序破壊により有罪判決(判处刑罰)を受け、刑期満了後五年を経過していない者、又は犯罪により政治的権利が剥奪され、刑期満了後五年を経過していない者
- (三) 破産して清算された会社又は企業の取締役又は企業経営責任者、経営管理者であった者で、当該会社又は企業の破産において個人として責任を負う場合には、当該会社又は企業の破産及び清算手続き完了の日から三年を経過していない者
- (四) 違法行為により営業許可書が取り消され又は閉鎖が命じられた会社又は企業の法定代表者であった者で、個人として責任を負う場合には、当該会社又は企業の営業許可書が取り消された日から三年を経過していない者
- (五) 比較的多額の個人的債務を負い、期日到来後も弁済していない者が、前項の規定に違反し、取締役又は監査役を選任し若しくは任命し又は上級経営管理者を雇用した場合には、その選任、任命又は雇用は無効とする。

取締役、監査役又は上級経営管理者が在任期間中において本条第一項に掲げる事由に該当することとなった場合には、会社が当該者の職務を罷免しなければならない。

(忠実義務及び勤勉義務)

第四百四十七条 取締役、監査役又は上級経営管理者は、法律若しくは行政法規又は定款を遵守し、会社に対して忠実義務及び勤勉義務を負うものとする。

取締役、監査役又は上級経営管理者は、権限を利用して贈賄若しくはその他の不法収入を収受し又は会社の財産を横領してはならない。

中華人民共和國会社法（2018 年修正）（楊）

（取締役及び上級経営管理の禁止行為）

第四百四十八条 取締役及び上級経営管理者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- （一） 会社の資金を流用すること。
- （二） 会社の資金を個人名義又は他人名義の口座に預金すること。
- （三） 定款に違反し、株主会、株主総会又は取締役会の承認（同意）を得ずに、会社の資金を他人に貸し付け又は他人のために会社の財産に担保権を設定すること。
- （四） 定款に違反し又は株主会若しくは株主総会の承認を得ずに、会社と契約を締結し又は会社と取引を行うこと。
- （五） 株主会又は株主総会の承認を得ずに、職務上の便宜を利用して自己又は他人のために会社に属すべき商業機会を奪うこと、又は会社と同種類の業務を自ら営み又は他人のために営むこと。
- （六） 会社と取引を行った他人から手数料を自己に帰属させること。
- （七） 許可を得ずに会社秘密を開示すること。
- （八） その他会社に対する忠実義務に違反する行為。

取締役又は上級経営管理者が前項に違反して得た収入は、会社に帰属するものとする。

（役員等の会社に対する責任）

第四百四十九条 取締役、監査役又は上級経営管理者は、会社の職務執行において、法律若しくは行政法規又は定款の規定に違反して会社に損失をもたらした場合には、損害賠償責任を負わなければならない。

（役員等の株主会等への列席義務等）

第五百十条 株主会又は株主総会が取締役、監査役又は上級経営管理者に会議への列席を求めた場合には、取締役、監査役又は上級経営管理者は会議に列席し、株主からの質問に答えなければならない。

取締役又は上級経営管理者は、監査役会又は監査役会を設置しない有限会社の場合には監査役に関連情報及び資料を誠実に提供しなければならず、監査役会又は監査役の権限行使に妨げてはならない。

(株主代表訴訟)

第一百五十一条 取締役又は上級経営管理者が本法第一百四十九条に定める行為を行った場合においては、有限会社の株主又は株式会社の百八十日継続して単独若しくは合計で会社の百分の一以上の株式を有する株主には、書面をもって監査役会又は監査役会を設置しない有限会社の場合には監査役に対して裁判所に提訴するよう求めることができる。監査役が本法第一百四十九条に定める行為を行った場合において、上記の株主は、書面をもって取締役会又は取締役会を設置しない有限会社の執行取締役に対して裁判所に提訴するよう求めることができる。

監査役会若しくは監査役会を設置しない場合には、有限会社の監査役又は取締役会若しくは執行取締役は、前項に定める株主の請求書面を受け取った後に提訴を拒否し又は請求書面を受け取った日から三十日以内に提訴しない場合に、又は緊急な状況により直ちに提訴しなければ会社の利益に回復できない損害をもたらすおそれがある場合には、前項に定める株主は、会社の利益のため、自らの名で直接裁判所に訴訟を提起する権利を有するものとする。

他人が会社の合法的權益を侵害して会社に損失をもたらした場合、本条第一項に定める株主は、前二項の規定に基づき、裁判所に訴訟を提起することができる。

(役員等の株主に対する責任)

第一百五十二条 取締役又は上級経営管理者が法律若しくは行政法規又は定款の規定に違反して株主の利益に損害をもたらした場合、株主は裁判所に訴訟を提起することができる。

第七章 社債

（社債の定義）

第一百五十三条 本法にいう社債（公司债券）とは、会社が法定手続に基づき発行し、一定の期間内に元利返済する（還本付息）を約束する有価証券をいう。

会社が社債を発行する場合には、中華人民共和国証券法に定める発行要件を満たさなければならない。

（社債募集方法の公告の記載事項）

第一百五十四条 会社は、社債発行の申請が国务院の授權を受けた機関によって認可された後に、社債募集の方法を公表しなければならない。

社債の募集方法には、次に掲げる主要な事項を記載しなければならない。

- （一） 会社の名称
- （二） 社債募集による資金の使用目的
- （三） 社債総額及び社債券の額面
- （四） 社債利率の決定方式
- （五） 元利返済の期限及び方式
- （六） 社債担保の状況
- （七） 社債の発行価格、発行の開始日及び終了日
- （八） 会社の純資産額
- （九） 既に発行されている、満期になっていない社債の総額
- （十） 社債の引受者

（社債の絶対的記載事項）

第一百五十五条 会社が実物券方式で社債を発行する場合、社債券には会社の名称、債券の額面、利率、返済期限等事項が明記されなければならず、かつ法定代表者がこれに署名し、会社が押印をしなければならない。

(社債の種類)

第一百五十六条 社債は、記名社債(記名公司债券)と無記名社債(無記名公司债券)とする。

(社債原簿の備置き及びその必須記載事項)

第一百五十七条 会社は、社債を発行するときは、社債原簿(公司债券存根簿)を備え置かなければならない。

記名社債を発行する場合において、社債原簿には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (一) 社債保有者の氏名又は名称及び住所
- (二) 社債保有者の社債取得日及び社債券の番号
- (三) 社債総額、社債券の額面額、利率、元利返済の期限及び方法
- (四) 社債の発行日

無記名社債を発行する場合には、社債原簿(公司债券存根簿)には、社債総額、利率、返済期限及び方式、発行日及び社債券番号を明記しなければならない。

(社債登記決済機構の制度)

第一百五十八条 記名社債の登記決済機構は、社債登記、保管、利息の支払、返済等に関わる制度を設けなければならない。

(社債の譲渡の場所及び価額)

第一百五十九条 社債は譲渡することができ、譲渡価格は譲渡人と譲受人と間で約定される。

社債が証券取引所で上場取引されている場合には、社債は、証券取引所の取引規則に従って譲渡される。

中華人民共和国会社法（2018 年修正）（楊）

（社債の譲渡方法）

第一百六十条 記名社債は、社債権者が裏書（背書）を行う方式又は法律若しくは行政法規に定める他の方式によって譲渡される。譲渡がなされた場合には、会社が譲受人の氏名又は名称及び住所を社債原簿に記載する。

無記名社債の譲渡は、社債権者が社債を譲受人に交付した時からその効力を生じる。

（転換社債の発行及び記載事項）

第一百六十一条 上場会社は、株主総会の決議によって転換社債（可転換為股票的公司债券）を発行することができ、この場合には社債募集方法に具体的な転換方法を規定しなければならない。上場会社が転換社債を発行する場合は、国务院証券監督管理機関の認可を受けなければならない。

転換社債を発行する場合には、社債券に転換社債（可転換公司债券）の文字を明記し、かつ社債原簿に転換社債の総額を明記しなければならない。

（転換社債の発行）

第一百六十二条 転換社債を発行する場合には、会社は、その転換方法に従って社債権者の社債を株式に転換しなければならない。但し、社債権者は、株式に転換させるか否かを選択することができる。

第八章 会社の財務、会計

（計算制度の確立）

第一百六十三条 会社は、法律若しくは行政法規又は国务院財政部門の規定に従って財務及び会計制度を確立しなければならない。

（計算報告書の作成）

第一百六十四条 会社は、各会計年度の終了時において財務会計報告を作成し、法令に従って会計士事務所の監査を受けなければならない。

財務会計報告は、法律若しくは行政法規又は国務院財政部門の規定に従って作成されなければならない。

(計算報告書の送付及び公告)

第百六十五条 有限会社は、定款に定める期限までに財務会計報告を全株主に送付しなければならない。

株式会社の財務会計報告は、定時株主総会が開催される二十日前までに本店に備え置き、株主の閲覧に供さなければならない。株券を公募発行する株式会社は、その財務会計報告を公告しなければならない。

(法定準備金及び任意準備金)

第百六十六条 会社が当該年度の税引き後に利益配当を行う時には、その利益の百分の十を会社の法定準備金(公司法定公積金)として積立てなければならない。会社の法定準備金の累積額が会社の登録資本の百分の五十を上回った場合、積み立てることは必要ない。

会社の法定準備金の総額が前年度の会社の欠損を填補するのに不足している場合には、当年度の利益は、前項の定める法定準備金を積み立てる前に、欠損の填補にあてられなければならない。

会社は、税引き後の利益から法定準備金を積み立てた後に、株主会又は株主総会の承認を経て、税引き後の利益から任意準備金を積み立てることができる。

会社が欠損を填補して準備金を積み立てた後の利益については、有限会社は本法第三十四条の規定に従って配当を行い、株式会社は株主の保有する株式の割合に応じて配当を行うものとするが、所有している株式の割合に応じて配当を行わないことが株式定款で定められている場合はこの限りではない。

株主会、株主総会又は取締役会が前項の規定に違反し、会社の欠損填補及び法定準備金の積立が行われる前に株主に対して利益配当を行った場合

中華人民共和國公司法（2018 年修正）（楊）

に、当該株主は、規定に違反して行われた利益配当を会社に返還しなければならない。

会社が保有している自己株式については、利益配当を行ってはならない。

（資本準備金）

第六百六十七條 株式会社は、株券の額面額を上回った発行価格で株式発行を行ったことによって得た額面超過額（溢価款）及び國務院財政機關が規定する資本準備金として組入れられる他の収入は、会社資本準備金に組入れなければならない。

（準備金の用途及び制限）

第六百六十八條 会社の準備金は、会社の欠損填補、会社生産經營の拡大又は会社の増資のために用いられるものとする。但し、資本準備金は、会社の欠損填補のために用いられてはならない。

法定準備金を資本に組入れる場合に留保（留存）される当該準備金は、増資前の会社登録資本の百分の二十五を下回ってはならない。

（会計士事務所の委任及び解任）

第六百六十九條 会社が監査業務を担当する会計士事務所を委任し又は解任する場合は、定款の規定に基づき、株主会、株主總會又は取締役にによって決定される。

会社の株主会、株主總會又は取締役会が会計士事務所を解任する決議を行う時には、当該会計士事務所による意見陳述を認めなければならない。

（会社の会計士事務所に対する忠実義務）

第七百七十条 会社は、依頼された会計士事務所に真実かつ完全な会計資料、会計帳簿、財務会計報告及び他の会計資料を提供しなければならない、提供を拒否し、隠蔽し（隱匿）又は虚偽の報告をしてはならない。

(法定外の会計原簿の作成及び個人口座の禁止)

第百七十一条 会社は、法定の会計帳簿以外の会計帳簿を作成してはならない。

会社は、会社の資産をいかなる個人の名義で預金してはならない。

第九章 会社の合併、分割、増資、減資

(会社の合併の定義及び種類)

第百七十二条 会社の合併は、吸収合併又は新設合併とすることができる。

ある会社が他社を吸収することを吸収合併といい、吸収される会社は解散する。複数の会社の合併により一つの新しい会社が設立される場合を新設合併といい、合併当事者は解散する。

(会社の合併の通知及び債権者の権利)

第百七十三条 会社の合併を行うには、合併当事者間で合併契約を締結し、かつ貸借対照表(資産負債表)及び財産目録(財産清單)を作成しなければならない。会社は、合併決議を行った日から十日以内にその旨を債権者に通知し、かつ三十日以内に新聞に公告しなければならない。債権者は、通知書を受け取った日から三十日以内に、通知書を受け取っていない場合には公告から九十日以内に、会社に対して債務の弁済又はそれに相当する担保の提供を求めることができる。

(会社の合併における債権債務の承継)

第百七十四条 会社の合併が行われる場合は、合併当事者の有する債権又は債務は、合併後に存続する会社又は新設会社に承継されるものとする。

(会社の分割の通知及び公告)

第百七十五条 会社の分割(分立)は、会社財産はそれに従って分割される。

中華人民共和國会社法（2018 年修正）（楊）

会社の分割においては、貸借対照表及び財産目録を作成しなければならない。会社は、分割決議を行った日から十日以内に債権者に通知し、かつ三十日以内に新聞に公告しなければならない。

（会社の分割時の債務処理）

第七百七十六條 会社の分割が行われる前の債務については、分割後の会社が連帯して責任を負う。但し、会社が分割を行う前に債務弁済について債権者との間に書面による合意を締結して別に約定する場合は、この限りではない。

（減資の手續及び制限）

第七百七十七條 会社が登録資本を減らす必要があると判断する場合は、貸借対照表及び財産目録を作成しなければならない。

会社は、登録資本の減資決議を行った日から十日以内に債権者に通知し、かつ三十日以内に新聞に公告しなければならない。債権者は、通知書を受け取った日から三十日以内に、通知書を受け取っていない場合において公告から四十五日以内に、会社に対して債務弁済又はそれに相当する担保の提供を請求することができる。

（有限会社の登録資本の増加）

第七百七十八條 有限会社が登録資本を増やす場合において、株主が増資を引き受ける場合は、本法に定める有限会社設立時の出資払込に関する規定に従って行われる。

株式会社が増資のために新株を発行する場合において、株主が新株を引き受ける場合は、本法に定める株式会社設立時の株金払込に関する規定に従って行われる。

(会社の合併又は分割時の変更登記)

第七十九条 会社は、合併又は分割を行い登記事項に変更が生じた場合には、法令に従って会社登記機関に変更登記を行わなければならない。会社が解散する場合には、法令に従って会社の登記抹消を行わなければならない。新会社を設立する場合には、法令に従って会社の設立登記を行わなければならない。

会社が増資又は減資を行う場合には、法令に従って会社登記機関に変更登記を行わなければならない。

第十章 会社の解散及び清算

(会社の解散事由)

第八十条 会社は、次に掲げる事由により解散する。

- (一) 定款に定める経営期間が満了し又は定款に定めるその他の解散事由が生じた場合
- (二) 株主会又は株主総会が解散決議を行った場合
- (三) 会社の合併又は分割により解散が必要とされた場合
- (四) 法令により営業許可証が取り消され、閉鎖を命じられ又は解散を命じられた場合
- (五) 裁判所が本法第八十二条の規定に基づき解散を決定した場合。

(会社存続のための定款変更)

第八十一条 会社は、本法第八十条第(一)号に掲げる事由に該当する場合に、定款を変更(修改)することによって会社を存続させることができる。

前項の規定に従って定款を変更する場合には、有限会社の場合は三分の二以上の議決権を有する株主の同意により、株式会社の場合は株主総会に出席した株主の有する議決権の三分の二以上の同意によって承認されなければならない。

中華人民共和國会社法（2018 年修正）（楊）

（裁判所に対する株主の解散申立）

第百八十二条 会社の経営管理に困難が重大な困難が発生し、存続すれば株主の利益に重大な損失をもたらすおそれがあり、その他の方法によっても解決できない場合には、会社全株主の議決権の百分の十以上の数を保有する株主は、裁判所に対して会社の解散を請求することができる。

（清算委員会の成立及び構成）

第百八十三条 会社が本法第百八十条第（一）号、第（二）号、第（四）号又は第（五）号の規定により解散する場合は、解散事由が生じた日から十五日以内に清算委員会（清算組）を設置し、清算を開始しなければならない。有限会社の清算委員会には株主によって構成され、株式会社の清算委員会は取締役又は株主総会が指定した者によって構成される。期限を過ぎても清算委員会を設立して清算が行われない場合には、債権者は、裁判所に対して、関係者を指定して清算委員会を設置し清算を行わせるよう申立を行うことができる。裁判所は、当該申立を受理し、遅滞なく清算委員会を組織して清算を行わせなければならない。

（清算委員会の権限）

第百八十四条 清算委員会は、清算期間において次に掲げる権限を行使する。

- （一） 会社財産を整理し、それぞれ貸借対照表及び財産明細表を作成すること。
- （二） 債権者に通知し又は公告を行うこと。
- （三） 清算に関係する会社の残された業務を処理すること。
- （四） 未納の税金及び清算の過程において発生する税金を納付すること。
- （五） 債権及び債務を整理すること。
- （六） 会社が債務を弁済した後の残余財産を処分すること。
- （七） 会社を代表して民事訴訟手続に参加すること。

(清算期間中の債権申立催告)

第百八十五条 清算委員会は、成立してから十日以内に債権者に通知しなければならないかつ六十日以内に新聞に公告を行わなければならない。債権者は、通知書を受け取った日から三十日以内に、通知書を受け取っていない場合は公告日から四十五日以内に、清算委員会に債権を届け出なければならない。

債権者は、債権を申告する際には債権の関係事項を説明し、かつ証明資料を提出しなければならない。清算委員会は、債権を登録しなければならない。

債権の届出期間においては、清算委員会は債権者に対して弁済を行ってはならない。

(清算案の作成及び会社財産の処分)

第百八十六条 清算委員会は、会社の財産を整理して貸借対照表及び財産明細表を作成した後に、清算案を作成し、株主会、株主総会又は裁判所に確認を求めなければならない。

会社の財産から清算費用、従業員の賃金、社会保険料及び法定準備金を支払い、未納の税金をそれぞれ納付し、会社の債務を弁済した後の剰余財産については、有限会社の場合は株主の出資割合に応じて分配し、株式会社の場合は株主の保有する株式割合に応じて分配する。

清算期間においては、会社は存続しているが、清算に関係しない経営活動を行ってはならない。会社の財産は、前項の規定に従って弁済が行われる前に、株主に分配してはならない。

(破産宣告の申請)

第百八十七条 清算委員会は、会社の財産を整理して貸借対照表及び財産明細書を作成した後に、会社の財産が債務の返済に不足していると判明された場合は、法令に基づき裁判所に破産宣告を申請しなければならない。

中華人民共和國会社法（2018 年修正）（楊）

会社が裁判所の決定により破産宣告を受けた場合には、清算委員会は裁判所に清算事務を委譲しなければならない。

（清算報告の送付）

第百八十八条 会社の清算が終了した後に、清算委員会は、清算報告書を作成し、株主会、株主総会又は裁判所に確認を求め、会社登記機関に届出し、会社登記抹消を申請し、会社終了の公告を行わなければならない。

（清算委員会の義務）

第百八十九条 清算委員会の構成員は職務に忠実でなければならない、法令に従って清算義務を履行しなければならない。

清算委員会の構成員は、権限を利用して賄賂又はその他の不法収入を収受してはならず、会社の財産を横領してはならない。

清算委員会の構成員は、故意又は重大な過失により会社又は債権者に損害をもたらした場合には、損害賠償責任を負わなければならない。

（破産清算の法的根拠）

第百九十条 会社が法令により破産を宣告された場合には、企業破産に関する法律に従って破産清算手続を行うものとする。

第十一章 外国会社の支店

（定義）

第百九十一条 本法にいう外国会社とは、外国の法律により中国国外で設立された会社をいう。

（設立申請及び登記）

第百九十二条 外国会社は、中国国内に支店を設立する場合には、中国の主務機関に申請を行い、その定款、所属国の会社登記証書等の関係文書を

提出しなければならず、許可を受けた後に、会社登記機関に法令に基づいて登記を行い、営業許可証を受領しなければならない。

外国会社の支店の審査と許可の規定は、国務院が別途定める。

(支店の代表者及び運転資金)

第百九十三条 外国会社は、中国国内に支店を設立する際に、中国国内で当該支店の責任を負う代表者又は代理人を指定し、かつ当該支店にその経営活動に相応しい資金を提供しなければならない。

外国会社の支店の経営資金について最低限度額を規定する必要がある場合には、国務院は、別途定める。

(支店の名称及び定款)

第百九十四条 外国会社の支店は、その名称の中に当該外国会社の国籍と責任形態を明示しなければならない。

外国会社の支店は、当該支店において当該会社の定款を備え置かなければならない。

(支店の法人格)

第百九十五条 中国国内で設立する外国会社の支店は、中国の法人格を有さない。

その支店が中国国内で行う経営活動については、外国会社は、民事責任を負う。

(支店の遵法義務)

第百九十六条 許可を受けて設立された外国会社の支店は、中国国内での事業活動を行う際に、中国の法律を遵守しなければならず、中国の社会公共の利益に損害を与えてはならず、その合法的権益は中国法律によって保護されるものとする。

中華人民共和國会社法（2018 年修正）（楊）

（支店廃止の条件）

第百九十七条 外国会社が中国国内の支店を廃止する場合において、法令に従って債務を完済し、本法に定める会社清算手続に関する規定に従って清算を行わなければならない。その支店の財産は、債務を完済する前に、中国国外に移転してはならない。

第十二章 法的責任

（不実登記）

第百九十八条 本法の規定に違反し、登録資本を偽って申請し、虚偽の資料を提出し又はその他の詐欺的手段を用いて重要な事実を隠蔽して会社登記を行った場合は、会社登記機関が是正を命じるものとし、登録資本を偽って申請した会社については、偽って報告した登録資本金額の百分の五以上百分の十五以下の過料に処し、また、虚偽の資料を提出し又はその他の詐欺的手段を用いて重要な事実を隠蔽した会社については、五万人民元以上五十万人民元以下の過料に処する。情状が重い場合は会社登記取消し又は営業許可証を取り消すものとする。

（虚偽の出資）

第百九十九条 会社の発起人若しくは株主が出資を偽り、出資とする金銭若しくは金銭以外の財産を交付せず、又は期限までに払い込まない場合については、会社登記機関は、是正を命じ、虚偽の出資金額の百分の五以上百分の十五以下の過料に処する。

（出資金の払戻し）

第二百条 会社の発起人又は株主が会社成立後にその出資を払い戻した場合には、会社登記機関は、是正を命じ、払い戻した資金額の百分の五以上百分の十五以下の過料に処する。

(二重の帳簿の禁止)

第二百一条 会社が本法の規定に違反し、法定の会計帳簿以外に別の会計帳簿を作成した場合には、県レベル以上の人民政府財政部門が是正を命じ、五万人民元以上五十万人民元以下の過料に処する。

(粉飾計算の禁止)

第二百二条 会社が法令により関係主管部門に提供した財務会計報告等の資料に虚偽記載又は重要事項の隠蔽があった場合は、関係主管部門は、直接責任のある担当者及びその他の直接責任のある者を三万人民元以上三十万人民元以下の過料に処する。

(法定準備金に関する不正な積み立てる行為)

第二百三条 会社が本法に定める法定準備金を積み立てない場合には、県レベル以上の人民政府財政部門は、積み立てるべき金額を補足するように命じるものとし、かつ会社に二十万人民元以下の過料を処することができるものとする。

(合併、分割、減資及び清算における不正行為)

第二百四条 会社が合併若しくは分割、登録資本の減額又は清算を行う際に本法の規定により債権者に通知又は公告をしない場合は、会社登記機関は、是正を命じ、会社を一万人民元以上十万人民元以下の過料に処する。

会社が清算を行う際に、財産を隠蔽し、貸借対照表又は財産明細書に虚偽の記載をし、又は債務を完済する前に会社の財産を分配した場合は、会社登記機関は、是正を命じ、会社に隠蔽した財産又は債務完済前に分配した会社財産の金額の百分の五以上百分の十以下の過料に処する。直接責任のある担当者及びその他の直接責任のある者を一万人民元以上十万人民元以下の過料に処する。

中華人民共和國会社法（2018 年修正）（楊）

（清算期間中の無関係な経営活動）

第二百五条 会社の清算期間中に清算と関係しない経営活動を行った場合には、会社登記機関は警告し、違法所得を没収する。

（清算委員会の不正行為）

第二百六条 清算委員会が本法の規定に従って会社登記機関に清算報告書を送付せず又は送付した清算報告書に重要な事実の隠蔽若しくは重大な遺漏があった場合には、会社登記機関は、是正を命じる。

清算委員会の構成員が権限を利用して私利のために不正行為をなし、違法所得の獲得を謀り又は会社の財産を横領した場合には、会社登記機関は、会社財産の返還を命じ、違法所得を没収し、かつ違法所得の相当額以上五倍以下の過料に処することができる。

（資産評価、出資検査又は検査機構による不正行為）

第二百七条 資産評価（資産評価）、出資検査（验资）又は検証（検証）を引き受けた機構が粉飾資料（虚假材料）を提供した場合には、会社登記機関は、違法所得を没収し、違法所得の相当額以上五倍以下の過料に処し、併せて関係主管部門は法令により当該機構の営業停止を命じ、直接責任のある者の資格証書を取り消し、営業許可証を取り消すことができる。

資産評価、出資検査又は検証を引き受けた機構が過失により重大な遺漏のある報告を提供した場合には、会社登記機関が是正を命じ、情状が比較的重いときは、取得した収入の相当額以上五倍以下の過料に処し、併せて関係主管部門は、法令により当該機構の営業停止を命じ、直接責任のある者の資格証書を取り消し、営業許可証を取り消すことができる。

資産評価、出資検査又は検証を引き受けた機構がその発行した評価結果、出資検査又は検証の証明が、不実であったことにより会社の債権者に損失をもたらした場合には、過失がなかつたことを証明できる場合を除き、その評価又は証明が不実であった金額の範囲内で損害賠償の責任を負う。

(登記機関による不正行為)

第二百八条 会社登記機関が本法に定める条件の満たしていない登記申請を認めた場合又は本法に定める条件の満たしている登記申請を認めない場合には、直接責任のある担当者及び直接責任のある他の者に対し、法令に基づき行政処分を行うとする。

(登記機関の上級機関による不正行為)

第二百九条 会社登記機関の上級部門が会社登記機関に強制的に指示し、本法に定める条件の満たしていない登記申請を認めた場合若しくは本法に定める条件の満たしている登記申請を認めなかった場合又は違法登記を庇護した場合には、直接責任のある担当者及び直接責任のある他の者に対し、法令により行政処分を下すとする。

(社名を悪用する不正行為)

第二百十条 法令に基づき有限会社又は株式会社として登記されていない会社が有限会社又は株式会社の名称を騙った場合、又は有限会社もしくは株式会社の支店として法令により登記していないにもかかわらず有限会社又は株式会社の支店の名称を騙った場合には、会社登記機関は、是正を命じ又は取り締まり、併せて十万人民币以下の過料に処することができる。

(期間中開業しない、一定時間以上の営業停止、変更登記を行わない)

第二百十一条 会社が成立した後に、正当な理由なくして六箇月を超えても開業せず又は開業後に連続六箇月以上自ら営業を停止している場合には、会社登記機関は営業許可証を取り消すことができる。

会社の登記事項に変更が発生したが、本法の規定通りに関連の変更登記が行われていない場合には、会社登記機関は、期限を定めて登記するよう命じ、期限を過ぎても登記しないときは十万人民币以上十万人民币以下の過料に処する。

中華人民共和國会社法（2018 年修正）（楊）

（外国会社支店の無断設立）

第二百十二条 外国会社が本法の規定に違反し、無断で中国国内に支店を設立した場合には、会社登記機関は、是正又は閉鎖を命じ、併せて五万人民币以上二十万人民币以下の過料に処することができる。

（国家安全及び社会公益を脅かす違法行為）

第二百十三条 会社の名義を利用して国家の安全、社会公共の利益を脅かす重大な違法行為に従事した場合は、営業許可証の取消しとする。

（民事賠償責任優先の原則）

第二百十四条 会社が本法の規定に違反し、民事賠償責任を負うとともに、かつ過料又は罰金を納付すべき場合において、その財産が支払に不足するときは、民事賠償責任を優先して負うものとする。

（刑事責任の追及）

第二百十五条 本法の規定に違反し犯罪を構成する場合は、法令により刑事責任を追及する。

第十三章 附則

（用語の定義）

第二百十六条 本法において、次に掲げる用語の定義は、以下のとおりとする。

- （一） 上級経営管理者とは、会社の経営管理者、副経営管理者、財務責任者、上場会社の取締役会秘書及び定款に定めるその他の者をいう¹⁰⁾。
- （二） 支配株主とは、その出資額が有限会社の資本総額の百分の五十以

10) 実務では会社の経営管理者は、「総裁」「総経理」「首席執行官」等の肩書が見られるので、法制度と実務の齟齬が生じている。

上を占める株主、若しくはその保有する株式が株式会社の株式資本総額の百分の五十以上を占める株主、又は出資額若しくは保有株式の割合が百分の五十未満であるがその出資額若しくは保有株式により有する議決権が株主会若しくは株主総会の決議に重大な影響を与えるのに十分な株主をいう。

(三) 実質的支配者とは、会社の株主ではないが、投資関係、合意又はその他の手段によって会社の行為を実質的に支配する者をいう。

(四) 特別利害関係とは、会社の支配株主、実質的支配者、取締役、監査役、上級経営管理者とその直接又は間接的に支配する企業との間の関係、及び会社の利益移転をもたらす可能性のあるその他の関係をいう。但し、国が持分を支配する企業間では、国に支配を受けているということのみにより特別利害関係があるとは見做さない。

(外資企業への準用及び除外)

第二百十七条

外資による有限会社及び株式会社は、本法を適用する。外資に関する法律に別段の定めがある場合は、その規定を適用する¹¹⁾。

(施行日)

第二百十八条

本法は、2006年1月1日から施行する。

11) 2019年3月第十三期全国人民代表大会第二回会議において、中華人民共和国外商投資法は採択されたため、従来 of いわゆる三資法を廃止され、外商投資法に統一された。外資系企業のガバナンスについては、五年の過渡期を過ぎると、基本的に会社法の適用になると思われる。